⑼　施工体制の審査のため、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑾　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒁　本工事は、低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の対象工事である。
⒂　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshiya Ueki, Executive Vice President (for General Affairs, Financial Affairs and International Relations), Tohoku University, National University Corporation
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Building for Tohoku University
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 3 : 00 P.M. 19 January, 2021
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 4, March, 2021 (tenders brought along : 3 : 00 P.M. 4, March, 2021 or tenders submitted by mail : 3 : 00 P.M. 4, March, 2021)
⑹　Contact point for tender documentation : Accounts of institution section, Facilities Planning Division, Facilities Department, Tohoku University, 2―1―1 Katahira, Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8577 Japan, TEL 022―217―4946

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和２年12月21日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局副局長　伊藤　博信

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第12号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　神戸港工事に伴う航行安全情報管理業務
⑶　業務内容　本業務は、神戸港工事等の実施にあたり、工事期間中の工事安全確保と円滑な実施及び一般航行船舶の安全確保を図るため、工事作業船及び一般航行船舶等の情報収集・整理・提供、工事作業船運航管理者等への助言などを行うものである。
⑷　履行期間　契約締結日から令和４年３月31日まで
⑸　本業務は、技術提案書等（参加表明書及び技術提案書をいう。以下同じ）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、本業務の予定価格が100万円を超える場合には、技術提案等（実施方針の評価項目をいう。以下同じ）の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
⑹　本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑺　以下、本公示において、これまでの紙入札方式による場合の記載部分は、全て上記⑹の発注者の承諾を前提として行われるものである。
⑻　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
⑼　本業務は、入札参加者として指名した者に対し、見積参考資料を開示する業務である。
⑽　本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。40歳未満とは、令和２年４月１日時点で満40歳未満の者とする。技術指導者の専任は求めない。
⑾　本業務にかかる開札は落札決定を保留した上で行うものであり、落札決定及び契約締結は令和３年度の予算が成立し予算示達がなされていることを条件に行うもので、令和３年４月１日を予定している。なお、当該業務にかかる令和３年度予算成立が４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とし、本予算成立後は全体の契約期間に相当する契約に自動的に移行する。

2　入札参加者に要求される資格要件

入札に参加しようとする者は、下記⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は下記⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

⑴　単体企業
ア　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号。以下「予決令」という）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ　近畿地方整備局（港湾空港関係）における令和３・４年度建設コンサルタント等に係るＡ等級の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている又は申請を行い、受理されていること。ただし、令和３年４月１日時点で、上記のＡ等級の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていなければならない。なお、決定を受けていない場合は、当該業務の入札は競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札は無効とする。
ウ　参加表明書の提出期限日から開札の時までの期間において、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
エ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
オ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
カ　本業務に設計共同体として資料を提出した場合、その構成員は、単体として資料を提出することはできない。
⑵　設計共同体　上記⑴に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月31日付け近畿地方整備局副局長）に示すところにより、近畿地方整備局副局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という）の決定を受けている者であること。

3　入札参加者を指名するための基準

⑴　参加表明者の経験及び能力　同種又は類似業務の業務実績、業務の業務成績（過去３ヶ年度の平均）等を勘案するものとする。
⑵　配置予定の技術者の経験及び能力　配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務に従事した経験、担当した業務の業務成績（過去３ヶ年度）等を勘案するものとする。
　なお、「若手技術者登用促進型」を適用する場合、配置予定の技術者の資格は配置予定管理技術者及び技術指導者、業務経験は技術指導者の実績とする。設計共同体にあっても、配置予定管理技術者に対する要件とする。
⑶　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む）　業務実施体制の妥当性等を勘案するものとする。